

令和5年 第8回農業委員会議事録

令和5年8月25日午前10時00分に第8回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 笹原 哲	2 番 近藤 剛	3 番 沼澤 克己
4 番 五十嵐 純一	5 番 西塚 喜行	6 番 西塚 孝也
7 番 高橋 央	8 番 星川 敬夫	9 番 大崎 清孝
10 番 後藤 一彦	11 番 本間 俊悦	12 番 伊勢村 孝之
13 番 石川 富士太郎	14 番 笹原 光政	15 番 小松 栄作
16 番 齋藤 吉勝	17 番 山口 栄子	18 番 鈴木 藤光
19 番 星川 礼子		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

3 番（沼澤 克己） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《無断遅刻》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

《通告欠席》

10 番（後藤 一彦） 12 番（伊勢村孝之） 番（ ） 番（ ）

《無断欠席》

番（ ） 番（ ） 番（ ） 番（ ）

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	五十嵐 満徳	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- 報第11号 農地法第4条第1項第8号該当確認願について
- 議第25号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第26号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第27号 尾花沢市農用地利用集積計画について
- 議第28号 尾花沢市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に
ついて

令和5年 第8回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和5年第8回通常総会を8月25日（金）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（事務局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局長）

ご着席ください。10番 後藤一彦委員、12番伊勢村孝之委員より欠席する旨、3番沼澤克己委員より遅れる旨連絡がありました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は16名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さん、おはようございます。この間は暑い中農地パトロールに参加していただきまして、ありがとうございました。ただ、残暑が大変厳しい中でありますので、体調を崩さないように十分注意して農作業をしていただくようお願いしまして挨拶にかえさせていただきます。

（事務局長）

ありがとうございました。次に議長であります、尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

（議 長）

これより令和5年第8回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、5番 西塚喜行委員、6番 西塚孝也委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長補佐をもって報告させていただきます。事務局長補佐。

(事務局長補佐)

命によりまして、事務処理報告をさせていただきます。総会日程次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。

まず、はじめに、報第11号「農地法第4条第1項第8号該当確認願について」を上程いたします。現地調査第1班主任、 笹原 哲委員の報告・説明を求めます。

(1番 笹原哲委員 報告・説明)

(議長)

只今、笹原委員より説明がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号

及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより報第11号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第25号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

今月申請のありました案件についてご説明いたします。所有権の移転が1件、賃貸借権の設定が1件です。

申請事由ですが、No.1、2の渡人の申請事由は農業廃止のためです。受人は経営規模拡大のためです。

No.1からNo.2は不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第25号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に議第26号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。現地調査第1班主任、笹原 哲委員の報告・説明を求めます。

(1番 笹原哲委員 報告・説明)

(議長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第26号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第27号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。それでは、事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、議第27号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書22頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。今回申請のありました集積計画は、相対の賃貸借1件です。申請地はすべて、農振農用地区域内で面積が65aです。

続いて、対象人数は賃貸借設定が出し手1名、受け手1名です。賃貸期間は10年です。賃借料は、先の農地法第3条と合わせて7万円の設定です。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第27号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第28号「尾花沢市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に係わる協議について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

局長補佐。

(事務局 局長補佐)

昨年5月に「農業経営基盤強化促進法」などの一部を改正する法律が成立し、本年4月から施行され、「地域計画」の策定が求められることになりましたが、他に「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に担い手確保の考え方に関する事項が追加されました。この「農業経営の強化の促進に関する基本的な構想」につきましては、改正の概要の囲み枠のところに記載してありますが、農業経営改善計画の認定、所謂認定農業者の審査の際の基準となっております。

このたび、法改正を受けて4月1日に県の基本方針の見直しが行われ、本年9月末までに市の基本構想を変更する必要があるため、市長より意見を求められた案件です。

議案書25頁に改正の概要をまとめておりますが、主なところを、新旧対照表とともに説明いたします。

「第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標」ですが、本市の農業の現状、農業構造について、直近の数値への変更、地域計画の策定、農地中間管理事業の活用等による農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化について記載しています。新旧対象表の1頁から2頁に数値データの修正、3頁から7頁の中段にかけて、地域計画の策定等について記載されています。

続いて、「第4 第2及び第3に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」についてですが、今回新設された部分で、議案書31頁から33頁の部分、新旧対照表では8頁から9頁にかけて、赤く記載している部分です。農業を担う者の確保及び育成の考え方、市の取組、関係機関との連携・役割分担及び情報収集・提供について記載

されています。

続いて、「第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標、その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標」についてですが、集積による利用関係の改善から、集約による農用地の効率的かつ総合的な利用についての記載ということで、言い換えれば、集積から農地を効率的に活用する、集約に向けて取り組んでいく内容となっています。

続いて、「第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項」ですが、地域計画の策定及び実現に向けた取組のほか語句・字句を修正した内容が記載されています。

最後に、新旧対照表の28頁から34頁にかけて「第6 農地利用集積円滑化事業に関する事項」についてですが、令和2年4月1日から、農地利用集積円滑化事業から農地中間管理事業に移行したことに伴い削除した部分です。

説明は以上ですが、可決されれば市長に対しまして、農業委員会として今回の変更について、異議がない旨回答することとなります。よろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより議第28号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和5年第8回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご

苦劳様でした

午前10時35分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。
議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和5年8月25日

尾花沢市農業委員会

議長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____